

開催期日 令和3年4月15日

開催場所 中島村役場2階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和3年4月15日 午後1時30分
閉 会 令和3年4月15日 午後2時00分
場 所 中島村役場2階会議室

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号 現況確認証明申請に対する処分について
議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者11名・欠席者1名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本間俊一

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱森枝里子

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和3年第4回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会 長（あいさつ）

皆さん改めましてこんにちは。令和3年第4回の中島村農業委員会の総会のご案内申し上げたところ、季節柄大変お忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございます。

4月に入りまして、花関係、野菜関係、水田、畑など、各分野におかれまして、皆さんお忙しく過ごされているのではないかとご推察申し上げます。天候がですね、霜の注意報が出たりですとか、今の季節は寒暖差が激しく、懸念事項があるかと思いますが、くれぐれもお気をつけて、お仕事に取り組んでいただきますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本日は議案が4件ございます。どうぞ慎重審議よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日は誠にご苦勞様でございます。ありがとうございました。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、5番水野谷一男委員、1番宮

本直人委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第6号について、確認担当委員に報告を求めた。

2番鈴木和宏推進委員

議案第1号受付番号第6号につきまして、4月15日に譲渡人・●●●●さんに直接お会いして、また4月7日に譲受人・●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても、4月15日に確認致しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2番小林均農業委員

議案第1号受付番号第6号につきまして、只今鈴木推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また鈴木推進委員と同様に現地についても4月15日に確認致しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定に

ついて議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第2号受付番号第1号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第2号受付番号第1号につきまして、4月7日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さん、申請代理人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても同日に水野谷委員と確認致しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第2号受付番号第1号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また大木推進委員と同様に現地についても4月7日に確認致しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第3号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第2号について、確認担当委員に報告を求めた。

2番鈴木和宏推進委員

議案第3号受付番号第2号につきまして、本日12時45分より申請人・●●●●さん、申請代理人・●●●●さん、円谷会長・小林委員・私を含めた農

業委員・推進委員3名及び事務局の立ち合いで現地確認を行いました。

申請地の現況につきましては、畑の様相は無く、一般住宅用敷地として利用されている状況でした。説明では、申請人の祖父が現在の母屋を建築し、農地であることを把握しないまま居住し、現在に至っているようです。長年宅地として利用しており、農地への復元も困難であることから、現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2番小林均農業委員

議案第3号受付番号第2号につきまして、只今鈴木推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、鈴木推進委員と同様、農地への復元は困難であると判断いたしましたことをご報告いたします。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

———— 異議なしの声多数 ————

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

———— 全員異議なしの声あり ————

議 長

異議ないものと認め、議案第3号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案4号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第4号受付番号第12号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第4号受付番号第12号につきまして、4月7日に貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても同日に水野谷委員と確認致しましたが問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないも

のと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5 番水野谷一男農業委員

議案第 4 号受付番号第 1 2 号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また大木推進委員と同様に現地についても 4 月 7 日に確認致しましたが問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第 4 号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって、全議案審議終了の旨を宣した。

事務局長

その他に入る旨を宣し、事務局より説明。

一点目 許可不要事業の事業計画書の提出について。

二点目 次回の農業委員会総会は、5 月 1 7 日（月）に生涯学習センター輝ら
里アリーナ 3 で行う。

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和 3 年 4 月 1 5 日 午後 2 時 0 0 分